

高千穂大学ガバナンス・コード

2022年7月26日

# 目 次

「高千穂大学ガバナンス・コード」	1
第1章 私立大学としての自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	2
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	6
3-1 学長	
3-2 教授会	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	7
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
第5章 透明性の確保（情報公開）	9
5-1 情報公開の充実	

## 第1章 私立大学としての自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後も、学校法人高千穂学園 高千穂大学は、建学の精神・理念に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の示した「私立大学版ガバナンス・コード」を範にとり、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ社会に対し、私立大学としての教育、研究及び社会貢献の機能を充実させ、価値の向上を目指していきます。

### 1-1 建学の精神

#### (1) 建学の精神・理念

本学創立者の建学の精神・理念は、寄附行為に明記されているとおりです。

### 1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

#### (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的と人材像等

本学の建学の精神・理念に基づく、大学の使命・目的及び教育・研究目的は次のとおりです。

##### ① 大学の使命・目的及び教育・研究目的

本学は創立者の建学の精神を継承し、人間科学、商学および経営に関する学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、知的、道德的および応用能力を展開させ、国際的視野にたつ有為の人材を育成します。

##### ② 学部の教育目的

商学部 「豊かな人間性と高い実務能力を有する企業人・スペシャリストの育成」

経営学部 「幅広い教養と経営能力を有する創造型企業人の育成」

人間科学部 「自立的個人・自他共生的社会人としての人材の育成」

人間科学専攻 『人間を「個人」と「社会的存在」の2側面から捉え、「主体的・自立的個人」及び「自他共生的社会人」として成長できる人材の育成』

児童教育専攻 『人間の成長過程における「教育」の重要性に視点を置き、特に「児童期」における児童の心理の発達、行動様式などを理解し、児童の健全な発達に寄与する人材の育成』

#### (2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定・実行・評価に必要な取組みについて

① 安定した経営を行うために、内部評価・外部評価を踏まえて中期的な学内外の環境変化を予測し、適切な中期計画を検討・策定します。

② 中期的な計画の進捗状況、財務状況については、常勤理事会で進捗状況を管理把握し、最終的に評議員会諮問及び理事会決定を経て、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。

- ③ 財政的な裏付けに基づく中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体及び経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と職員が中期的な計画を共有し、職員からも改革の実現に向けて積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥ 中期的な計画に盛り込む内容
  - ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標
  - イ 教育改革の具体策と実現見通し
  - ウ 経営・ガバナンス強化策
  - エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開
  - オ 財政基盤の安定化策
  - カ 設置校の入学定員確保策
  - キ 設置校の教育環境整備計画
  - ク グローバル化、ICT化策
  - ケ 計画実現のためのPDCA体制
  - コ その他

### (3) 私立大学としての社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考えつつ、公共性・社会貢献等を念頭に築いてきた社会的役割の持続可能性が失われないよう、学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学としての目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成28年4月1日施行）をはじめ、多様性への対応を実施します。

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対しての説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学としての価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

#### (1) 理事会の役割

##### ① 意思決定・議決機関としての役割

理事会は、私立学校法に則り学校法人の経営強化と持続可能性を意識し、業務を決すると共に、理事の職務執行を監督します。

##### ② 理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、適切に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④ 学長への権限委任

ア 学長が任務を果たせるように、学校教育法に則り理事会の権限の一部を学長に委任します。

イ 学長が副学長を置くなど、担当職務を分担させ、管理する体制とします。

ウ 学長は理事会により決定される職員の職務に基づき、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

⑤ 実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合や、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合に、当該役員はこれを賠償する責任を負います。

⑦ 役員が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負うこととします。

⑧ 役員が学校法人に対する責任が過重とならないよう損害賠償責任の減免規定を整備すると共に損害賠償保険に加入します。

⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

## 2-2 理事

### (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。

② 理事長を補佐する理事として、常任(勤)理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。

③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及び同施行細則に明確に定めます。

④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しないこととします。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引に

ついでに事実を開示し、承認を受ける必要があります。

## (2) 理事の選任

- ① 理事となる者は次に掲げる者とします。
  - 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長（学長）
  - 二 当該学校法人の評議員のうちから寄附行為に定めるところにより選任された者
  - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ② 役員として理事5人以上及び監事2人以上を置き、理事のうち1名を寄附行為の定めにより理事長とします。

## (3) 学内理事の役割

- ① 職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 職員として理事となる者については、職員としての業務量など配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

## (4) 外部理事の役割

- ① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメント・持続可能性等の強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③ 外部理事は、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

## (5) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

## 2-3 監事

### (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査基準・同規則等に則り、理事会その他の重要会議に出席します。
- ③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、関係所轄省庁に報告すると共に、理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できることとします。

### (2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。

- ② 監事は2名置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期は十分に考慮されるよう努めます。

### (3) 監事監査基準

- ① 監査機能の強化のため、高千穂学園監事監査基準・同規則等を作成します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、高千穂学園監事監査基準に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告したうえ、これを公表します。

### (4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事機能の強化の観点から監事会を設置します。
- ③ 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

### (5) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、既に常勤監事を設置いたしております。

## 2-4 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、私立学校法に則り評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算、事業計画に関する事項
- ② 中期的な計画の策定
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項
- ④ 役員報酬に関する基準の策定
- ⑤ 寄附行為の変更
- ⑥ 合併
- ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散
- ⑧ 収益を目的とする事業に関する重要事項
- ⑨ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務もしくは財産の状況又は役員の業務執行の状況につ

いて、役員に意見を述べ、もしくはその諮問に答えると共に、又は役員から報告を徴することができることとします。

- (4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

## 2-5 評議員

### (1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としします。
  - 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
  - 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 学校法人の業務もしくは財産状況又は役員の仕事執行について、意見を述べ、もしくは諮問等に答えるため、内外から、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

### (2) 評議員への情報提供・研修機会の提供と充実

- ① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報を適切に提供します。
- ② 学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

## 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、学長選出規程に理事会が行うと定められており、学長の職務は学則に明記されています。又、私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」と定められており、理事会は、学校教育法に則り、理事会の権限の一部を学長に委任しています。さらに、理事会及び理事長・学長の権限・役割は、寄附行為・学則に明示されており、それらを遵守し、履行致します。

## 3-1 学長

### (1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ① 学長は、学則に定める目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属職員が、学長方針及び大学教学情報を十分理解できるよう、積極的に周知し、共有することに努めます。

### (2) 学長補佐体制（副学長・学部長の役割）

- ① 大学に副学長を置き、副学長の職務は副学長規程に定められています。

- ② 学部長の役割は、学部教授会運営規程に定められています。

### 3-2 教授会

#### (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。教授会の役割は、学校教育法第93条に則り、学則に定められています。

## 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学として、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学として、この高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性、そして持続可能性を担保する必要があります。

### 4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより明確にしています。

#### ① 学部ごとの3つの方針（ポリシー）

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ 多様性を尊重し、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、毅然かつ厳正に対処します。

### 4-2 職員等に対して

#### (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価による大学価値向上を確実に推進するため、教育職員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

#### (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学としての社会的価値の創造と持続的な向上に向けた取組みを推進します。

#### ① ボード・ディベロップメント：BD

ア 常勤理事会は、寄附行為等の関連規定、並びに事業計画等に基づく責任担当事業に係る策定・実行・評価結果を毎年度明示します。

イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAに取り組みます。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

### 4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善のための計画を策定し、実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検や改善に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産・学・官相互の結節点として機能します。

③ 多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会とともに減災活動に取り組みます。

⑤ 環境問題をはじめとする社会全体の持続可能性を巡る課題に対応します。

### 4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

- ア 大規模災害等（防災・減災）
- イ 不祥事（ハラスメント、研究費不正使用等の事前防止と事後対策を含む）
- ウ 学生・職員等の安全安心の確保
- エ 情報セキュリティの確保
- オ その他のリスク回避

## （２）法令遵守のための体制整備

- ① 大学に奉職する全ての職員は、自らに付与された教育・研究活動、及び担当業務に関し、私立学校法、学校教育法、就業規則、寄附行為、学則等諸規程（以下、法令等という。）を遵守すると共に組織的に取り組みます。
- ② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開き、通報者の保護を図ります。

## 第５章 透明性の確保（情報公開）

日本における高等教育の担い手である私立大学として、公共性が高く、社会に質の高い構成員を輩出すべき使命を持つ機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

又、私立大学として、社会から支持されることが必要です。大学の目的が教育・研究・社会貢献等多岐にわたり、多様な角度から社会と持続的に関係することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。

さらに、私立大学として、高等教育を担う公共性の高い機関であることを踏まえ、企業にみる利益追求による「株主への説明責任」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点から社会への説明責任を果たします。

### ５－１ 情報公開の充実

#### （１）法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第 172 条第 2 項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定もしくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

##### ① 教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- エ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数とその後の進路状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境

- サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（氏名・本務等、公益性に照らして必須の情報に限る）
- オ 役員報酬に関する規定
- カ 事業報告書

1) 法人の概要

- ・ 学校法人としての住所・連絡先
- ・ 理事・監事・評議員の氏名
- ・ 理事・監事の略歴（所属機関や職業等）
- ・ 関係する学校法人

2) 事業の概要

- ・ 主な事業の目的・計画及びその進捗状況

3) 財務の概要

- ・ 収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況（経年比較等を活用）
- ・ 経営改善に取り組んでいれば、その改善策

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、独自の判断により積極的に公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 海外の協定校及び学生の海外派遣に係る情報
- イ 大学間連携
- ウ 地域・社会連携並びに産学官連携

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期的な計画
- イ 経営改善計画
- ウ 学校法人が相当割合を出資する会社に関する情報

(3) 情報公開の工夫等

- ① 上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報は、多様な媒体で閲覧に供し、アクセス機会を保證します。
- ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③ 公開にあたっては、可読性と理解しやすさに最大限配慮します。